

子どもの身体的・心理的・社会的特性と 子ども家庭福祉ニーズ

柏 女 靈 峰^{*}

はじめに

誰もが子ども期を経て成人となる。子ども期と成人期との分節は、成人が、子ども期をどのような時期と規定するかによって決定する。そこでは、子ども期の身体的・心理的・社会的特性が配慮される。そして、それゆえに、子ども期に固有の福祉ニーズが生まれることとなる。本稿では、まず第1節において、子ども期の特性について成人期との比較において論ずる。そのうえで、続く第2節においては改めて社会福祉における福祉ニーズについて整理する。そのうえで、第3節において、子ども期の特性ゆえに生ずる福祉ニーズとそれに対する配慮等について考察し、第4節において、2人の論者の考察をもとにしつつ、さらに考えを深めることとしたい。

I 子ども期の身体的・心理的・社会的特性

「成人」と「子ども」を分節する視点としては、「自立」を挙げることができる。網野(2002:56)によれば、「自立」には、個人的自立と社会的自立がある。個人的自立には、身体的自立と心理的自立がある。また、社会的自立にも、個人としての社会的自立と社会的認知としての社会的自立がある。この子どもの未自立性という特徴は、社会、とりわけ、子どもの福祉等に関わる成人に対していくつかの配慮を要請する。

また、子ども期の身体的・心理的・社会的特性について整理すれば、以下の事項を挙げることができる。すなわち、低年齢の子どもは、①心身の発達が未分化であること、②日々発達する存在であること、③言語による表現が不十分であること、④保護者の監護が必要であること、⑤社会的発言権が乏しいこと、が挙げられる。一方、思春期・青年期の子どもについては、①身体の発育と変化への対応、②自我同一性の確立、③親からの心理的離乳をめぐる種々の課題に遭遇し大きく揺れ動く存在であること、が挙げられる。そして、これらの特

^{*}総合福祉学部 教授

性は、子どもに対する福祉に対しいくつかの固有の配慮を要請することとなる。ここでは、その代表的な視点について、以下に7点を取り上げ考察することとする。

1. 要監護性

主として低年齢の子どもの場合に、社会との関連で課題となる。民法第818条第1項に「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」及び第820条に「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とあるように、子どもは、第一義的には親権者の監護下におかれる¹。親権者による監護が不可能又は適切でない場合においても、その未自立性の故に、他の適当な監護者のもとにおいて養育されることが必要である。

特に低年齢の子どもについては、たとえ生活保護を支給されても独立して生活していくことはできない。したがって、里親等の代替ケアの仕組みは絶対的に必要であり、また、その際、子どもの国籍、命名も含め、親権等子どもの身分に関する各種取決めが必要となる。子ども家庭福祉の各種サービスは、子どものこの特性に基づき用意されているのである。

なお、子どもの監護・養育を保障するうえで重要なことは、パーマネンシー (permanency) の保障である。有村 (2015: 28) は、パーマネンシーについて「子どもが育つ環境の安定性、永続性」と規定し、「パーマネンシーは、乳幼児期における特定の大人との安定した関係から、形成される愛着 (アタッチメント) や学童期におけるアイデンティティ形成、および子どもの自己肯定感や他人との安定した関係性、健全な家庭イメージの獲得などに重要な役割を果たす」と述べている。パーマネンシーの保障は、子どもが持つ要監護性という特性に配慮するための重要な視点である。

2. 発達性

子どもが日々発達する存在であることを念頭に置くとき、子どもの発達に関する理解を抜きに対応することはできない。子どもの発達段階及び発達課題に応じた成人の対応が必要である。エリクソン (Erikson, E.H.) は、精神分析学を基礎として、人間の発達は漸成的構造を持ち、ある発達段階の発達課題の克服のうえに次の段階に進んでいくという視点を示し、人間の発達段階と段階ごとの発達課題を提示している。

子どもに対する成人の対応としては、こうした発達段階、発達課題の理解のうえに必要な環境を整備していかなければならないし、また、いわゆる第一、第二反抗期に代表されるように、ある時期には、成人に対して自己主張をし、批判的であることが正常な発達段階の過程を踏んでいる証左となるということにも留意しなければならない。

さらに、子ども自身の発達可能性に着目した場合には、子どもの発達を阻害する要因を取り除いたうえで「見守る」という対応も必要であるし、また、社会的学習という考えからは、

成人による良きモデルの提示という観点も必要となってくる。このように、子どもと関わり、子ども家庭福祉を考える場合には、発達の視点を十分考慮していくことが必要である。

3. 専門性

子どもの福祉ニーズは、通常、子どもの関係者、つまり保護者、教師、地域の人々、施設の職員等、子どもと深い関わりをもつ成人の相談・通告という形をとって、子ども家庭福祉の場に持ち込まれる。したがって、そこには第三者のニーズ、つまり、子ども本人の問題や福祉ニーズではない別の問題やニーズが介在することが多く、ときとして、それが子ども本人の問題や福祉ニーズと相反する状況も出現する。

つまり、相談・通告者が子どもの福祉ニーズの仲介者・代弁者ではなく、子どもの問題から生じた独自のニーズを持つ主体として関わってくるのがよくあり、さらに、子どものニーズと相談・通告者のニーズとが二律背反的であって、しかもその両方のニーズの充足が迫られるという事態もみられる。

したがって、子ども家庭福祉においては、これらの相談・通告を手がかりとしつつも、子ども本人の真の福祉ニーズについて専門的に探っていくことがどうしても必要となる。特に、子どもは自らの意見を言語で表現する力が弱いので、社会調査等による社会診断、絵画や遊びの分析などの各種技法を用いての心理診断や医学診断等により、子ども本人の福祉ニーズについて周到に把握していく専門性が必要とされる。

4. 代弁性

さらに、3. に述べた特性を踏まえ、子ども家庭福祉の機能として、保護者その他の関係者に対し、専門的に把握した子ども本人の福祉ニーズについて代弁していくことも求められる。この場合、子どもの福祉ニーズと保護者らのニーズが相反しているからといって、保護者らを責めるだけでは何も解決しないばかりか、かえって保護者らの反発や無力感を強め、子どもとの関係をかえって悪化させてしまうことがあることにも留意しなければならない。

子どもの福祉ニーズをしっかりと把握し、それを保護者らにフィードバックしていくことは必要なことではあるが、同時に、保護者らのこうした感情をも十分受容し、保護者らと一緒に解決策を探っていくことが必要である。このように、子ども家庭福祉の場においては、子どもの福祉ニーズと保護者・関係者のニーズとの調整作業を行っていくことが求められる。

また、制度においては、子どもの権利擁護のためのアドボカシー (advocacy) も重要である。有村 (2015: 27-28) はアドボカシーについて、「虐待やネグレクトなどからの保護から、意見の代弁や弁護、ソーシャル・アクション、助言活動、発言権を保障するためのシステム作りまで、子どもの権利を守るための幅広い活動や仕組みを指す」と述べている。子ど

もの意見を成人が吸い上げることのできる制度的担保, たとえば, 子どもの権利擁護機能や意見聴取のための幅広いアドボカシーの制度を整えることが必要とされる。さらに, 子どもが自らの意見を表明することができるよう支援²していくことも必要とされる。

5. 要保護性

既に見てきたように, 子どもは心身ともに未自立であるために, 前述した「要監護性」以外にも一定の「保護」を必要とする。この保護は, 生活レベルでも制度レベルでも必要とされ, 日本国憲法をはじめ各種法令において各種の児童保護が規定されている。たとえば, 憲法においては, 第26条の能力に応じて教育を受ける権利及び保護する子女に普通教育を受けさせる義務, 第27条の児童酷使の禁止等があり, また, 民法, 労働基準法等においても各種の保護規定が設けられている。さらに, 児童福祉法等子どもの保護自体を目的とする法律も定められている。児童の権利に関する条約にも子どもの保護規定(第3条の子どもの最善の利益の担保など)がおかれている。

このような保護規定については, 一方では, 当事者の主体的な権利性を阻害する面もあるため慎重に考える必要がある。とはいえ, 子どもに関するこうした保護規定をなくすことはとうていできない。

6. 有期性

子ども期は, 社会的に有期であるという特性がある。つまり, その始期と終期があるということであり, それぞれの連続性をどのように担保するかという視点を欠くことはできない。これが, いわゆる「切れ目のない支援」と結びつく。

まず, 始期については, 妊娠期からの切れ目のない支援が必要とされ, 要保護児童対策地域協議会も特定妊婦を支援対象とするなど, 部分的には支援の幅が広がりつつある。ただ, 一般には, 母子保健法と児童福祉法の理念や施策に切れ目があり, この点をいかにつなぐかが問われることとなる。2016年母子保健法一部改正において, 母子保健法に子ども虐待防止の観点が盛り込まれたこと, 母子健康センターを母子健康包括支援センターに改称し, 妊娠期からの切れ目のない支援をその機能としたことなどがそれにあたる。また, 妊婦, 女性の尊厳と胎児の権利, 望まない妊娠・出産など緊急下の女性の視点と子どもの権利をめぐる議論も必要とされる。さらに, 出生前診断, 代理出産など生命倫理をめぐる課題への対処も必要である。これらは主として, 胎児の権利といわゆるリプロダクティブ・ヘルス・ライツとの関係により論じられたり, 障害者の人権問題として論じられたりしているが, 親のケアも含めて議論はあまり進んでいない。

続いて, 終期については, 特に社会的養護における18歳の壁問題³が課題である。また,

発達障害、引きこもり、無職少年など、成人期に引き続いていく課題もある。ところが、子ども・若者育成支援推進法は、それらを十分に引き継ぐ体制にはなっていない。公職選挙法改正により2016年度から18歳以上に選挙権が与えられているが、それに伴って、民法の契約その他、個の自立を支援する法改正や特定場面における保護期間の延長に係る法改正等も検討されなければならない。また、他分野（公的扶助等）との整合性も必要とされる。さらに、特別養子縁組成立後の支援など、制度がつくる終期の延長可能性や妥当性についての議論も必要である。なお、重症心身障害、知的障害、発育全体に遅れのある子どもの成人期や就学をめぐる連続性の論点も課題である。

7. 受動性

子どもは大人に対して受動的な存在である。芹沢（2013：75）は、「イノセンス」（innocence: 無力、責任がない）という概念を用いて独自の養育論を作り上げてきた。芹沢（2013：200, 203）は、「子どもという存在は、なにひとつ選ぶことができないうちにすべて書き込まれて生まれてきてしまったという意味で、徹底して受身的です。」とし、こうした子どものあり方を「根源的受動性」ないしは「イノセンス」と呼んでいる。そして、ドナルド・ウィニコット（Winnicott, D.W.）の原初的母性的没頭（primary maternal preoccupation）の概念を援用し、「最早期（赤ちゃん、胎児）においては、そのいのちの存続に対し、自分以外の誰かに絶対的依存を余儀なくされているのです。徹底して受け身であり、したがって無力であるゆえに、無条件の受けとめ手（絶対受容者）を不可欠としている」と述べている。そのことは、俗にいう「子どもに罪はない」ということを示しているといえる。

子ども家庭福祉の目的は、こうした「子どもに罪はない」を前提として、マクロ的には養育、教育その他の社会的機会の平等を図り、かつ、結果の平等に資する方途についても検討すべきである。また、ミクロ的には、子どもの心のなかの「理不尽さ」にしっかりと目を向け、寄り添うことが必要とされる。

II 福祉ニーズとは何か

1. 福祉ニード、ニーズの概念

(1) 福祉ニードの定義

社会福祉において利用者支援を図るためには、生活課題から福祉ニーズの把握が必要条件となる。ニーズ（needs）はニード（need）の複数形であるが、津田（2005：59）によると、「ニード」は集合的抽象的に用いられ、「ニーズ」は個別的にとらえられている。津田（2005：61）によると、福祉ニードとは、「人間が生活を営むうえでなくてはならないもの、欠かすことのできない基本要件を欠く状態をさす。」とされている。また、三浦（1985：59）

は、社会福祉政策の視点から要援護性に着目し、「社会的ニードとは、ある種の状態が一定の目標なり、基準からみて乖離の状態にあり、そしてその状態の回復・改善等を行う必要があると社会的に認められたもの」と定義している。

さらに、網野（2002：70）は、人間の権利としての観点から、福祉ニーズを「個人の主張の有無や如何にかかわらず生物的・心理的・社会的な必然性と必要性を帯びて他者にその実行を求めている欲求」ととらえている。そして、それは、「意識化され、主張されなければ、その欲求は顕在化されにくい。」と述べ、「desire, wish, demand, requirementを通じて、それを求め、それを充足させようとする人々の主張、行為によって、顕在化することが多い。」と述べている。このように、ニードは多義的であるが、社会福祉におけるニードとは、人々の生活上の必要を満たすために、社会福祉というツールによって満たされるものを要求している状態といえる。

(2) 福祉ニードの根源

マズロー（Maslow, A.H.）は、人間のニーズを階層的にとらえ、人間欲求の5段階説を示している（Goble: 1970）。すなわち、基本的なニーズとしての生理的ニーズをその根底とし、安定・安全のニーズ、所属と愛のニーズ、承認と自尊のニーズを挙げ、これらが欠損することによって個人は心身の健康を損ない、充足されることにより、さらに成長する動機づけが促されると主張している。さらに、これらの欠乏ニーズ、欠乏動機が充足されたとしても、人間には、真・善・美等の価値を求め、自己自身の可能性を最大限に発揮しようとする「自己実現」⁴のニーズ、成長動機があることを示したのである。

また、津田（2005：62）は、ヘップワース（Hepworth, D.H.）らの人間のニーズ（Human Needs）を引用し、肯定的な自己概念、大切にされたい・帰属意識などの情緒的なもの、教養、レクリエーションなどの自己実現・個人的な達成、衣食住などの物理的なものの4点を挙げている。

津田（2005：63）は、これらに加え、岩田正美や岡村重夫らの福祉ニードの概念を整理したうえで、いくつかの共通点がみられるとして、以下のことが満たされないうちに福祉ニードが生じるとしている。すなわち、「①自己が肯定され、社会に受け入れられていること、②自らの生活を主体的に行えること、またはそれが認められていること、③主体的に生活していくうえで衣・食・住等のさまざまな生活環境が整っていること」の3点である。

このことは、後述する子ども家庭福祉ニーズを考えていく際に、「生存・保護・発達の保障」といった子どもの基本的ニーズ（Basic Human Needs）の充足のみならず、子どもの「生活の質」（Quality of Life: QOL）の充足が必要であることを物語っている。

(3) ニードとダイヤモンド

ニードは、社会によって満たされなければならない根源的なものである。これに対し、

ダイヤモンド（demand：欲求，要望・要求）は，日々の生活のなかでの欲求や要望を指す。ダイヤモンドがニーズの表明であるとは限らない。人間は，生活のなかでさまざまな欲求を持つが，それがそのまま福祉ニーズになるとは限らない。たとえば，以下の例が挙げられる。

「最近離婚した母子家庭の母Aさんは，やっと採用された会社の事務職員として，5歳のBくんを保育所に預けつつ懸命に生きている。その日は伝票整理を間違えて上司に叱られ，同僚からも嫌味を言われて疲れ果てて，Bくんの保育園に向かった。仕事を辞めたいと思っても，その後の生活を思うと踏み切れない。Aさんは，自分がこの社会で全くのはした役でしかないと思わざるを得なかった。

その道すがら，Aさんには，昨夜Bくんが「僕，今度の発表会で，嵐で揺れる「木」の役をやるんだよ。」とうれしそうに言っていたことが，どうにも納得できないことのように思えてきた。Bも私と同じはした役であり，しかも，そのことを喜んでいることにやるせなさがふくらんできたのである。保育所に着く頃にはその思いが我慢できなくなり，主任保育士にきつい表情で，「ちょっと相談があります。」と告げた。Aさんは，穏やかに対応した主任に対して，「今度の生活発表会で劇をするそうですが，Bはどうして木の役なのですか。納得できません。理由を教えてください。」と怒声を交えながら詰め寄った。」

この事例の場合，Aさんの主任保育士に対する訴え，苦情は，Bくんの生活発表会における配役に対する不満であり，説明を求めるものである。それはAさんのダイヤモンドであるが，決して福祉ニーズではない。クレームの後ろに隠れた福祉ニーズは，「Bくんと同じ社会のはした役でしかない私の気持ちを，誰かわかってほしい」という切なる願いであり，かつ，母子家庭が置かれている厳しい現実，福祉ニーズであるといえる。

このことを理解するためには，Aさんの置かれている現実を耳を傾け，傾聴し，共感していく支援者の役割が欠かせない。支援者とAさんとの共同作業により，Aさんはやがて自らの思いに気づき，「今日は感情的になってごめんなさい。Bも喜んでいたし，これでいいですよ。私もできる限り時間を取って見に来たいと思います。これからもよろしく願いいたします。」との言葉を残していくこととなる。この現実には隠された福祉ニーズこそ，社会福祉が扱わなければならない真のニーズなのである。

弘中（1997：31）は英国の児童精神科医カナーの言葉を引用し，「子どもの症状は医師の目からすると興味ある入場券のようなものである」と述べている。主訴は入場券に過ぎない。また，弘中（1997：34）は，「親，家族は，子どもの問題を入場券としながら，実は自分たちの問題の解決を求めているところがある。」と述べ，したがって，「親面接が親自身の問題を扱う場に進展する可能性は十分にありうることである。」と考察している。このこと

については、筆者も児童相談所における自らの体験から同感である。

(4) 潜在的ニードと顕在的ニード

三浦(1986:64)は、ニードには潜在的ニードと顕在的ニードがあるとする。潜在的(客観的)ニードとは、「ニードを有する人びとに自覚あるいは感得されていないが、ある一定の基準に則して乖離を示し、かつその状態の解決が「社会的」に必要なものとみなされている状態」をいう。また、顕在的(主観的)ニードとは、「その依存的状態およびその解決の必要性が本人にも自覚、あるいは感得されている場合」をいうとされている。「無告の民」⁵の声に耳を傾けるため、「代弁的機能」が重視される必要性を述べている。

なお、ブラッドショーのニーズ論では、顕在的ニードと呼ばれているものについては、感得されたニード(felt need)と表明されたニード(expressed need)にわけて論じられている。そして、専門家、援助者によって判断されたニードを規範的ニード(normative need)と呼んでいる。

(5) ニードの基準的指標

津田(2005:66-67)は、ニードの基準に関する代表的な小澤温の分類を引用し、以下のようにまとめている。

- ① 規範的なニード⁶: 社会によって広く受け入れられている規範からみて援助対象の水準が下回っている場合
- ② 最低基準ニード: 生活維持に必要な無最低限の基準を下回っている場合
- ③ 比較ニード: 援助対象者の生活している地域の平均水準を基準にし、その基準から下回っている場合
- ④ 感じるニード: 前項の「感得されたニード」であり、援助対象者自身が援助の必要性を感じている場合
- ⑤ 専門的基準によるニード: 前項の潜在的(客観的)ニードであり、専門的知識からみた基準を設け、専門家からみてその基準を下回っていると判断された場合

そのうえで、津田は、三浦のニードの判断に関する考察を踏まえつつ、以下のように整理している。すなわち、

「これらの社会的な判断基準に則して利用者の置かれている状態を測定し、基準から逸脱していたり乖離しており、かつ、そのような状態が解決・軽減(改善)されることが社会的に必要なであるという認識(社会的判断・社会的認識)が強く働いたときに、初めてその状態をニードとみることができる。そして、この社会的判断・社会的認識を妥当なものとするために、利用者、学識経験者、福祉サービス提供者に参加を求め、コンセンサスを得る必要がある。」

と整理している。

Ⅲ 子ども家庭福祉ニーズ⁷の諸相

1. 子ども家庭福祉ニーズの種類

子ども家庭福祉の具体的援助、サービスは、社会的存在である子どもや、子どもを養育・育成する営みである子育てを主として担う親（保護者）の具体的生活、福祉ニーズから始まる。それはまた大きく、①子ども自身の特性から生ずるニーズ、②親（保護者）の特性から生ずるニーズ、③子どもの生活環境から生ずるニーズ、④子育て環境から生ずるニーズ、⑤親子や地域との関係から生ずるニーズ、に大別される。また、このようなニーズは、①時代が変わっても続いていくものと、②時代とともにその態様が変わっていくもの、③時代の変化とともに新たに生ずるものとがあり、社会全体の変容について常に視野に入れておくことが必要である。

近年の社会における人びとの人間関係に対する態度をひとことで表現すると、つながり、ソーシャルキャピタル（social capital：社会関係資本）の喪失ということになるだろう。こうした現代日本が抱える病は、出生率の継続的低下や、子ども虐待の社会問題化に象徴される子どもを生み育てにくい社会をもたらし、保育所入所児童数、放課後児童クラブ登録児童数の激増、放課後子どもプラン、放課後子ども総合プランの相次ぐ提唱といった、子どもの抱え込み⁸にもつながりかねない現象を生み出している。これらの一つひとつが、子ども家庭福祉ニーズを形作る。このほかにも、子どもの発達、保護者の生活状況を踏まえ、さまざまな福祉ニーズが発生してくることとなる。

2. 顕在化する子育て・子育てのニーズ

実際、障害、疾病、心理・行動上の問題といった子どもの発達、成長にまつわる具体的なニーズが顕在化している。また、家庭や学校、地域における大人の子どもへの不適切な養育・関わり、体罰、子どもの遊び場の不足、有害なチラシの配布や第三者による子どもへの暴行などが、子どもの豊かな生活を阻害している。さらには、子どもを消費者とみなすコマーシャルも氾濫し、子どもの心を蝕んでいつている。また、さまざまな事情で親と一緒に暮らせず、施設や里親のもとで生活せざるを得ない子どもたちも増加の傾向にある。

一方、現代の親は、いままでの羅針盤が効かなくなった船の船長を演じざるを得ない状況におかれている。十分な準備もなく、いきなり子育ての海に船出する親の不安はかき立てられ、しかも、船長役はまだまだそのほとんどが母親であり、不慣れな航海を助けるべきパートナーの父親も、多忙な仕事をそのままにしながら育児参加を求められる社会のなかで疲れきっている。

子育て航海の責任を、不慣れで不安な船長だけに押しつけていては、子育て航海に旅立つ人はますます少なくなっていく。働きながら子育て航海に旅立つ母親も、根強く広がる3歳

兎神話といったいささか古めかしい羅針盤の存在に迷いを深め、葛藤に悩まされることとなる。大人が大人中心に創りあげてきた効率優先社会は、子どもの存在や子育てをとすると“足かせ”ととらえるようになり、「子どもの存在を許さない」少子社会を進行させ、また、この社会に生きている子ども、子どもを育む営みである子育てを、ますます孤立させ、困難な状況に追い込んでいっている。まさに、子育て航海の行く手は波高しといった状況である。

3. 重なり合うニーズ—子ども虐待を例に

子ども家庭福祉ニーズは、いくつかの要因が重なり合うことにより生ずる。たとえば、子ども虐待を例に考えてみる。子ども虐待は、通常、①親の成育歴を含めた親自身の問題、②夫婦関係や家族の病気、単身赴任などのストレスに満ちた家庭状況、③近隣や親族を含めた社会からの孤立状況、④よく泣く、なだめにくい、その他いわゆる手のかかる子、育てにくい子など子ども自身の要因、⑤母子分離体験、相性の悪さなど、親と子どもとの関係をめぐる状況など、さまざまな要因が複雑に絡まり、重なりあって発生する。

子どもとの関係が確立する大切な時期に、父親が失職して家庭がピリピリしていたり、3番目の子どもが生まれて大変な時期に母が入院せざるを得なかったり、引越して間もなくで友人がおらず孤立してイライラしていたり、さまざまな要因が重なって、子育てが追いつめられていくこともある。

もちろん、これらの要因のすべてが虐待を誘発する要因となるわけではないし、困難な状況下にあっても健康な親子のほうが多いのが実情である。これらは、虐待を生み出す可能性のあるリスク要因であり、リスクは、適切な援助や本人の自覚等により回避できるものと考えなければならない。

したがって、子ども虐待に関しては、特定の原因を捜して悪者探しをするような援助方法は、あまり有効ではないといえる。このことが原因でこのような結果になったといういわゆる因果関係は、たいてい本人もわからず、また、そもそもそのような原因に対して支援が困難であることも多い。それより、子ども虐待は、さまざまな要因、すなわち“縁”が重なって生じている⁹ととらえ、家族を含む全体的環境のなかで最も鍵となりそうな環境・人に働きかけ、行動の改善を図ろうとすることが有効である場合が多い。

4. 子ども家庭福祉ニーズの諸相

(1) 子どものニーズと保護者のニーズ

子ども家庭福祉の援助活動は、通常、主訴と呼ばれる子ども家庭福祉ニーズが持ち込まれることによって開始される。主訴を持ち込む利用者は、通常は子どもの親または親に代わる

保護者である場合も多い。しかし、その主訴は、必ずしも保護者本人あるいは子どもの真のニーズを正確には反映していない。主訴は、保護者の意識や感情等のフィルターを通じてたまたま表面に顕在化したニーズもしくはダイヤモンドであり、その陰に別の真のニーズが隠されている場合も少なくない。つまり、保護者は、子どもの潜在化されたニーズに気づくことなく、また、自らの潜在化されたニーズに気づくこともなく、主訴、すなわち感得されたニーズもしくはダイヤモンドとして表明する場合も多くみられるのである。

たとえば、「わが子に落ち着きがないので何とかしてほしい」との主訴で来談した利用者の真のニーズが、「わが子を好きになれず、このままでは虐待してしまいそうなので何とかしてほしい」という救助信号であったといったことは、よくみられることである。わが子の盗みを矯正するべく施設入所を希望したが、その子どもは、親から満たされない愛情欲求を「盗み」という行動でサインとして表現していたといったこともみられる。

この場合、親の主訴と子どものニーズとは逆方向であることがわかる。このことから、子ども家庭福祉における福祉ニーズの表明には、表1の4類型があることがわかる。先の事例で説明すると、以下の表ようになる。子どもの援助に関わるソーシャルワーカーは、この基本的視点に立って、子どもの症状や行動を手掛かりとして「隠されたニーズ」を探り、支援していかなければならないのである。

表1 子ども家庭福祉において表明されるニーズの4種

	子どもの症状・感得されたニーズ	隠されたニーズ
子どものニーズ	・盗みが止まらない	・お母さん、もっと僕を見て!
保護者のニーズ	・子どもを施設で直してほしい	・もうこの子の養育はできない

出所：筆者作成

(2) ニーズの変容

このことは子ども家庭福祉にとどまらないが、利用者のニーズは変容する可能性があるということにも、留意しなければならない。人間は固定的な存在ではなく、環境に自分自身を合わせ、また、環境を自分自身に合わせて変えていくなど、常に変化している存在である。したがって、初期のニーズは、状況により、また、自分自身や他者に対する気づき等により、変容していく可能性をもっている。わが子の問題に関する相談が、いつの間にか親自身の生き方に関する相談に変わっていくことも、よくみられることである。

すなわち、相談として持ち込まれる子どもの福祉ニーズは、そのなかに存在する真のニーズ（潜在化されたニーズないし保護者のニーズ）をつかむための、また、その後に展開するニーズの変容に向き合うための、いわば入場券としての役割を果たしていると考えられる。このことは、先に述べたとおりである。子ども家庭福祉援助活動を行う者は、この入場券を

手がかりとして、子どもと保護者、および彼らに関わりをもっている全体的環境のドラマに、参加していくことになるのである。

(3) 顕在化されたニーズと「隠されたニーズ」

子ども家庭福祉においては、他の領域と同様、利用者（この場合は保護者）の主訴、デマンドや顕在的ニーズを取りかかりとして相談を開始することになる。しかし、その主訴は必ずしも保護者並びに子ども本人の福祉ニーズを正確に反映してはいない。主訴は、保護者の意識や感情等のフィルターを通してたまたま表面に出されたものであり、その陰に別の真のニーズが隠されている場合もあることに留意しなければならない。つまり、主訴という顕在化されたニーズの裏に「隠されたニーズ」がある場合もあるのである。

それは、専門家によって把握、判断される「潜在的ニーズ」とも関連するが、それと同一ではない。「隠されたニーズ」は、子ども家庭福祉の場に相談を持ち込む保護者にも子どもにも存在しうる。また、それぞれ本人自身がそれとなく気づいている場合もあれば、全く気づいていない場合もある。

前述した万引きによる施設入所の相談事例でいえば、保護者の顕在化されたニーズは「子どもの万引を施設で矯正してほしい」というものであり、その裏に隠されたニーズは、「この子の面倒はもうみたくない」「世間体が悪いので何とかしてもらいたい。」ということであり、さらに、「この子がどうしても好きになれない私を何とかしてほしい」というものである。子ども家庭福祉の援助を展開していくに当たっては、このように主訴という顕在化されたニーズに引きずられず、来談者の真のニーズはどこにあるのかということについて、利用者との信頼関係を築きあげていくなかでともに探っていくことが必要である。

(4) 主観的ニーズと客観的ニーズ

利用者が訴えてくるニーズは通常主観的なものであり、専門家が客観的にみた来談者のニーズとは必ずしも一致しないこともある。たとえば、「友達にいじめられてつらい」という主訴に基づき調査してもいじめの実態はなく、むしろ子ども自身が被害的になっているという事実に対する援助が必要というような場合である。しかし、この場合においても、当該児童にとってはいじめられているということが主観的には事実であり、子ども家庭福祉においては、このニーズに十分着目することも必要である。

また、主観的ニーズ、すなわち顕在的ニーズのみに拘泥することも適切ではない。専門職のアセスメントにより、本人が気づいていない潜在的ニーズに結び付けていくことも必要とされる。その場合は、各種アセスメントツールに基づく客観性も必要とされ、いわゆる事例性 (caseness) とともに疾病性 (illness) の視点も必要とされる。

Ⅳ 子ども家庭福祉ニーズを考える

ここで再び、子ども家庭福祉におけるニーズとは何かについて、2人の論者の考察をとおして向き合うこととする。

1. 網野の欲求論について

(1) 発達の視点からみるニーズ論

網野(2002:15-16)は、「欲求」を「一人ひとりの生存および発達・適応の生物的、心理的エネルギー」ととらえる。そして、「そのエネルギーが行動として具現化される」ととらえている。そのうえで、行動する主体の基礎にある欲求の2つの原理を提唱している。それは、「第一に、一人ひとりの人間に生起するいかなる欲求も生存および適応・発達上必然的な意義を持つ。第二に、一人ひとりの人間にとって充足されたいかなる欲求も、必然的に価値あるものと受け止められる。」という2つの原理である。つまり、網野にとって、「欲求は必然的なものであり、それは意義があり、満たされた欲求は価値あるものとして、深くその生命に刻み込まれる」こととなるのである。そのうえで、網野は、「社会福祉、児童福祉の原点、出発点は、この連続性のなかで生じる命〈いのち〉への畏敬であり、命〈いのち〉への価値的思考である。」と述べている。

こうした観点は、子ども家庭福祉におけるニーズ論を考えるうえで極めて重要である。通常、子どもは親に向かう愛着形成という心的エネルギーが満たされることにより基本的信頼感を心のうちに育むことができる。そして、その上に立って、子どもは、社会関係を取り結ぶべく社会にエネルギーを向かわせる。つまり、「一人ひとりの人間に生起するいかなる欲求も生存および適応・発達上必然的な意義を持つ」のであり、「一人ひとりの人間にとって充足されたいかなる欲求も、必然的に価値あるもの」となるのである。そして、次の段階の欲求が生じることとなる。つまり、ある欲求が充足されると、次の欲求が生じることとなる。エリクソン(Erikson, E.H.)は、精神分析学を基礎として、人間の発達は漸成的構造を持ち、ある発達段階の発達課題の克服の上に次の段階に進んでいくという視点を提示しているが、網野の視点は、まさにこの観点に立つといってよい。

なお、図式的にいえば、この基本的信頼感を得ることのできなかつた子どもは、そこに向かうエネルギーを別の方向に向けることとなる。被虐待児童の確かめ(試し)行動、非行児童の非行文化感染なども、そのエネルギーが別の方向に向いたときに出現する行動であると考えられる。これは、愛着形成という方向に向かうエネルギーが不充足状態にあると、続く社会関係の形成に向かうエネルギーも不充足状態になるという、二重の不充足をもたらすことにもつながる。網野は、こうした行動の底にあるニーズについても、「一人ひとりの人間に生起するいかなる欲求も生存および適応・発達上必然的な意義を持つ」ものととらえ、か

つ、「一人ひとりの人間にとって充足されたいかなる欲求も、必然的に価値あるもの」ととらえるのである。こうした視点は、子ども一人ひとりの行動（たとえそれが社会的に是認されにくい行動であったとしても）の意義を子ども一人ひとりの生活史をとおして福祉ニーズとしてとらえ、そこに隠された欲求を必然的な意義、価値を持つものとしてとらえる姿勢につながる。子ども家庭福祉における福祉的援助を進めるうえで、もっとも重視しなければならない視点といえる。

(2) 欲求の態様とニーズ論

続いて網野（2002：17-19）は、欲求の態様、分類について、「自己の行動と他者の行動をそれぞれ生起させる欲求を、両者の相互性を通じてとらえる必要がある」とし、以下の4つの態様を提示している。

すなわち、第一は、生理学的欲求あるいは欠乏欲求にみられる want の要素、第二に、達成欲求あるいは成長的欲求にみられる desire, wish の要素、第三は、社会的欲求として行為や態度等に示される demand, requirement の要素、そして第四に、対人的、社会的欲求をある結果にまで到達させようとする necessity, need の要素が挙げられるとしている。そして、「人間における欲求は、これらの四つの態様が、個別的にかつ統合的、総合的に示されているといえる」としている。

そして、福祉ニーズは、このいずれの要素とも深く関わるが、とりわけ、「第四の要素、つまりある結果にまで到達させようとする necessity, need の要素と最も密接に関連している」と考察している。この要素の特徴は、網野によれば、「自己の意識化の有無にかかわらず、その主張の有無や如何にかかわらず、生物的・心理的・社会的な必然性と必要性を帯びて他者にその実行を求めている欲求」であるとする。そして、これを福祉ニーズと定義している。その欲求は、二つの方向性をもって充足されるとする。「一つは、他者がその個人の欲求を継続的に肯定し受容する方向」（福祉マインド・技術）であり、「もう一つは、社会がシステムとして個々人の欲求を継続的に肯定し受容する方向」（制度・権利）であるとしている。

これらは、筆者がⅡで整理してきたいわゆる教科書的なニーズ論とも重なるところが多い。しかし、網野のニーズ論の特徴は、その方法論と不可分に考察されている点の特徴である。網野はこうしたニーズを需要ととらえて福祉サービスを供給としてとらえる経済学の視点やいわゆる政策論としてのニーズ論を肯定しつつも、「主として人間としてのニーズという観点から論述するので、基本的欲求および発達欲求を個人的ないし社会的システムとして肯定し受容する方向で受け止められるニーズについて論じる」としている。この点は、網野が福祉ニーズを、先述した社会がシステムとして肯定し受容するいわゆる制度政策論としての福祉ニーズと、他者が個別に肯定し受容する臨床論としての福祉ニーズとに分類している点からも頷けるところである。こうしたニーズ論は、とかく分断されがちな社会福祉におけ

る制度論と臨床論とを統合させるために欠かせないものといえ、子ども家庭福祉における福祉ニーズ論は、特に発達の視点を除外するわけにはいかないだけに、このような視点は重要とされる。

2. バイステック (Felix P. Biestek.) にみられるニーズ論と子ども家庭福祉ニーズ

ソーシャルワークにおける援助関係の重要性を指摘したF.P.バイステック (尾崎他訳, 1996: 17) は、ケースワークにおける援助関係について以下のように定義している。

「援助関係とは、ケースワーカーとクライアントとのあいだで生まれる態度と感情による力動的な相互作用である。そして、この援助関係は、クライアントが彼と環境とのあいだにより良い適応を実現していく過程を援助する目的を持っている。」

この定義は、先にAさんとその息子Bくんの事例を通して筆者が考察した福祉ニーズの真実を見事に示している。つまり、支援者である主任保育士がAさんの置かれている現実に耳を傾け、傾聴し、共感していくことにより、支援者とAさんとの共同作業が始まり、その結果、Aさんはやがて自らの思いに気づいていくことになるのである。そして、Aさんのより良い適応が実現していくこととなる。

バイステック (尾崎他訳, 1996: 52) は、人間が持つ基本的な心理的欲求について「情愛、安全感、地位、自己表現、達成感、自立、そして、新たな体験などを求めることである」とし、続けて、「人間の心理・社会的欲求は、参加すること、他者と経験を分かち合うこと、集団の規範に適応すること、あるいは社会的承認や認知を得ることなどである」と述べ、「これらのニーズが否定されれば、欲求不満が生じることとなる。」と述べている。これらは、マズローの自己実現論にも通ずるものがある。

そして、バイステック (尾崎他訳, 1996: 73-74) は、原則2の「クライアントの感情表現を大切にする」の説明のなかで、「結局、感情表出は、クライアントが彼の問題を自ら解決する原動力であるといってよい。」「ケースワーカーがクライアントの敵意や否定的感情をしっかりと受け止める態度は、クライアントが自分を一人の個人として、また価値のある人間として感じられるようになる基礎である。この体験が、クライアントが自ら変化を成し遂げ、問題を解決しようとする最初の動機となるのである。」と述べている。この最初の動機をもたらすのが、先に述べた「入場券」なのである。バイステックの著作から読み取れるニーズ論は、援助関係に支持されながら、自らの隠されたニーズに気づくなどニーズを変容させながら自己実現に向かうクライアントの姿を映し出している。

おわりに

ここまで、子ども家庭福祉における子どもの特性と福祉ニーズの特徴について考察を進め

てきた。子ども家庭福祉の場合、主訴を持ち込むのはほとんどの場合保護者であり、場合によっては教師等の通告者、支援者である。子ども自身は、自身の福祉ニーズにさえ気づいていないこともある。そのため、子どもの福祉ニーズは、前述したとおり、通常、保護者のフィルターを通して顕在化することとなる。そして、保護者、子ども、通告者それぞれの福祉ニーズは、援助関係のなかで顕在化し、また、変容していく。子ども家庭福祉の福祉ニーズ論は、その基本構造の複雑さとともに、その変容のプロセスの複雑性ととも整理されていかなければならない。本稿はそのための素描ともいべき考察であり、今後も深めていかなければならない重要な論点であるといえる。

また、網野(2006:18)は、子どもの権利保障の視点から子ども期及び未成年期の年齢範囲に関する考察を進めている。そして、「第一に、胎児期を子どもの権利保障の視点から意義付け、制度的保障を図る。第二に、子ども期全般にわたる受動的権利保障の真の意義を確認し、制度と実践の統合を図る。第三に、子どもの能動的権利の保障の見直しと制度的仕組みの構築を図り、児童を満18歳未満とし、公法、私法における成年を満18歳以上とする」ことを提言している。そして、18歳をもって成年とするという提言については公職選挙法改正によって一部実現し、その他についても今なお、検討が続けられている。子ども期は、常に成人の掌のなかにあるのである。

附記

本稿は、筆者のこれまでの考察である『現代児童福祉論』(1995, 誠信書房)等をもとにして、その後の考察を加えて再構成したものである。したがって、一部、これまでの著作の内容と重複していることをお断りしておきたい。

注

- 1 法務省に設置されている法制審議会は、2009年10月、民法成年年齢部会が取りまとめた「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」を踏まえ、「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが妥当である」との意見を提出している(法制審議会「民法の成年年齢の引き下げについての意見」2009年10月)。これを受け、2015年度に選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、2016年度から施行されている。これに伴い、現在、民法を含むすべての法律について、成年年齢引き下げの妥当性等について検討が進められている。
- 2 国際連合が2006年12月3日に採択した国連・障害者の権利に関する条約第7条(障害のある子)は、障害のある子どもの意見表明を担保するため、障害および年齢に適した支援を確保することを締結国に求めている。わが国は、この条約を平成26年1月に批准している。
- 3 児童福祉法においては施設入所期限が原則として18歳到達後の年度末までとされるのに対して、民法に基づく契約年齢は20歳からとされていることや、18歳を過ぎてからの施設入所措置や親権者の意に反する施設入所の更新ができないことなど、18歳から20歳の間に制度の切れ目が生じていることをいう。2016年改正児童福祉法により、一定の場合、18歳を過ぎての一時保護や児童福祉施設入所措置ができることとなった。また、自立援助ホームは、大学等継続の場合には22歳の最初の年度末までの入所を可能とするなど、切れ目のない支援が一部進められた。

- 4 自己実現とは、個人が本来もっている自己の能力を最大限発揮し、それを実現したいという要求を完遂させる活動、ないしは、それに向かっていく状態をいう。「自己実現」については、別稿にて詳細な検討を行うことを予定している。
- 5 1874年の太政官達の「恤救規則」の言葉である。規則は、貧窮者の救済は、本来人民相互の情誼によるべきであるが、見ていられないほど困窮している「無告の民」（寄る辺のない者）に限って、生活費を与えることとした。
- 6 津田は小澤の表現をそのまま引用して「ニーズ」としているが、ここでは、三浦（1985）の用法やこれまでとの整合性から「ニード」の用語を用いる。
- 7 前節においては、原則として集合的抽象的概念としてのニードについて解説、考察したため「ニード」を用いたが、本節では子どもや保護者等の具体的ニーズを扱うため、ここからはその複数形である「ニーズ」の用語を用いる。実際、社会福祉援助を必要としている利用者のニーズは単一のものではなく、いくつかのニードが複雑に入り組んでいるのが普通であるからである。
- 8 放課後子ども総合プランは2014年度から2019年度末を達成年度とする閣議決定であり、5年間で放課後児童クラブ定員を新たに30万人分整備して120万人とすること、新規開設分の8割を小学校内実施とし、全小学校区（2万カ所）で放課後子供教室と一体的にまたは連携して実施、そのうち1万カ所は一体型で設置することを目指すものである。これにより、子どもたちは、長期休暇も含め、その昼間生活のほとんどを学校内で過ごすこととなる。その後、整備目標定員の増加（122万人）と達成年度の1年前倒しが決定されている。
- 9 物事の成り立ちには、原因があって結果があるとする因果律と、種々の要因が一定の附置を形成することにより生ずるとする縁起律とがあり、子ども虐待や不登校、非行といった行動は、縁起律により説明する方が適していると考えられる。

文 献

- 網野武博（2002）『児童福祉学』中央法規。
- 網野武博（2006）「子ども期及び未成年期の年齢範囲に関する考察—子どもの権利保障の視点から—」『上智大学社会福祉研究』第31号 上智大学文学部社会福祉学科。
- 有村大士（2015）「第1章 子ども家庭福祉の理念と価値」山野則子・武田信子編『子ども家庭福祉の世界』有斐閣。
- フェリックス・P・バイステック、尾崎新・福田俊子・原田和幸（訳）（1996）『ケースワークの原則〔新訳版〕—援助関係を形成する技法』誠信書房（Felix P.Biestek, 1957 “*The Casework Relationship*”）。
- 古川孝順（2008）『福祉ってなんだ』岩波書店。
- ゴープル、F.G. 小口忠彦（監訳）（1972）『マズローの心理学』産業能率大学出版部（Goble, F.G.（1970）*The third force: The psychology of Abraham Maslow*. Grossman Publishers）。
- 林茂男・網野武博編（1992）『児童福祉事例研究』日本児童福祉協会。
- 弘中正美（1997）「子どもの心理臨床の特殊性—親・家族の要因が及ぼす影響について」『千葉大学教育学部研究紀要 第45巻 I：教育科学編』。
- 柏女霊峰（1987）「児童相談活動の留意点」『子どもと家庭』第24巻第9号 日本児童問題調査会。
- 柏女霊峰・林茂男（1989）「児童に対する相談援助活動」福祉士養成講座編集委員会編『児童福祉論』中央法規。
- 柏女霊峰（2001）「児童福祉ニーズと相談援助活動」新・社会福祉学習双書編集委員会編『児童福祉論』全国社会福祉協議会。
- 柏女霊峰（2007）『現代児童福祉論』（第8版）誠信書房。
- 柏女霊峰（2008）「児童福祉の意義と理念」柏女霊峰・伊藤嘉余子編『児童福祉』樹村房。
- 柏女霊峰（2011）『子ども家庭福祉・保育の幕開け—緊急提言 平成期の改革はどうあるべきか』誠信書房。
- 三浦文夫（1985）『社会福祉政策研究—社会福祉経営論ノート』全国社会福祉協議会。
- 津田耕一（2005）「第3章 社会福祉のニード」足立叡編『新・社会福祉原論』みらい。

Children's Physical, Psychological, and Social Characteristics and Their Family Welfare Needs

KASHIWAME, Reiho

The turning point between the childhood and adulthood stages is determined depending by how an adult defines "childhood". During this process, the physical, psychological, and social characteristics during childhood are taken into consideration. For this reason, welfare needs specific to the childhood stage are generated.

In this paper, Section 1 presents seven points as characteristics of the childhood stage in comparison to the adulthood stage. Section 2 that follows organizes the welfare needs for social welfare. Building on them, Section 3 examines the welfare needs that arise due to the characteristics of the childhood stage and considers them in accordance with the characteristics involved.